

平成 25 年度  
年 度 計 画

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学



# 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 25 年度年度計画

## 第 1 年度計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

## 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するためによるべき措置

#### (1) 目指すべき教育の方向

- ① 教養科目について、学生による授業評価や教員による評価を基に、必要に応じて授業内容や展開の工夫を図る。
- ② 24 年度新カリキュラムについて、改正の趣旨にそって適切に運用し、教育内容の充実を図る。
- ③ 時代のニーズに応じて導入した専門科目について、現場の卓越した専門職等を活用するなど、教育内容の充実を図る。
- ④ 技術に関する科目の授業評価を踏まえ、技術教育の内容・方法の充実を図るとともに、定員増においても少人数指導体制の継続や教育機材の更新等を進める。
- ⑤ シラバス、学生生活の手引き、ホームページ、大学案内への記載に加え、新年度の各学年ガイダンスにおいて、教育理念・教育目標を丁寧に説明し、より一層の浸透を図る。また、各科目の初めに教育目標と授業との関連を学生に周知する。
- ⑥ 大学院設置の認可申請に向けた準備を行うとともに、認可された場合は、開設に向け学生募集や関係規程の整備、施設改修などの諸準備を進める。
- ⑦ 平成 24 年度に助産学専攻科を開設した。(実施済み)
- ⑧ 看護師及び保健師養成教育について、決定した方針に基づく 24 年度改正カリキュラムにそって教育を進める。

#### (2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 24 年度から開始した新カリキュラムを平成 25 年度からの定員増も踏まえ適切に運用するとともに、引き続き、21 年度カリキュラム及び旧カリキュラム適用の学生には不利が生じないようにする。
- ② 決定した方針に基づく 24 年度改正カリキュラムにそって教育を進める。
- ③ カリキュラム検討委員会において、必要に応じてカリキュラム評価を行う。

#### (3) 教育方法の改善

##### (ア) 授業方法の改善・工夫

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。
- ② 24 年度カリキュラムの教養と専門科目において、可能な限り両学科合同による

講義科目を開講しており、継続して合同講義を実施する。

- ③ これまでに計画実施した少人数教育の成果を検証し、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を積極的に行い、各学年で少人数教育を充実させる。
- ④ これまでに開発した教材・器材についての成果を検証し、さらに改善を加えるとともに、引き続き、新たな教材開発を行う。
- ⑤ 24年度新カリキュラムについて、目標どおり行われているか検討し、円滑な実施を図る。
- ⑥ 臨地実習施設連絡協議会や領域ごとの施設との実習打ち合わせ会・反省会における協議内容を踏まえ、指導体制、学習環境の充実を図る。
- ⑦ これまでシラバスの内容充実を図ってきたが、さらに学生へのアンケート結果を踏まえ、シラバスが使いやすくなるように工夫を図り、ホームページにも掲載していることなどを学生に周知する。

#### (イ) 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して学習指導方法についてのFD研修を行う一方、参加率を上げるために積極的な広報を行う。
- ② SPODが開催する「参加型学習」プログラムのFD研修に参加する。
- ③ 学内における新任教員研修を開催するとともに、新規採用された教員を対象としたSPODプログラムの「授業デザイン」などに関するプログラムへの参加を推奨する。
- ④ 前年度改訂を行った「授業評価アンケート」用紙を用いて授業評価を行い、授業の質的向上を図る。
- ⑤ FD研修実施後にアンケート調査を実施し、研修に対する評価及びニーズを把握して、研修活動に反映させる。

#### (4) 教育成績評価システムの確立

- ① SPODが開催する「授業評価方法」などに関するプログラムへの積極的な参加を促進し、評価方法の改善充実を図る。
- ② 実践能力の教育効果測定は、引き続き、「看護技術の卒業時到達目標」、「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」の2つのリストを用いて評価する。また、OSCEの実践能力評価方法についても、引き続き、研修会参加や観察等を行う。
- ③ 成績評価方法についてはシラバスに明記されており、新年度ガイダンスや各授業の初回において丁寧に説明して、学生へ一層の浸透を図る。
- ④ 成績評価結果への疑義について対応できるシステムを検討し構築する。
- ⑤ 制定している学生の表彰基準や申し合わせ事項（学業成績、サークル活動、社会活動を対象）及び授業料減免制度を必要に応じて見直すとともに、学生にも周知する。

## (5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 教員からの選書とともに、司書が全体のバランスを考慮して選書し、専門図書の充実を図る。
- ② 図書館の開館時間については、利用状況に合わせて弾力的に設定し、効率的運用を図る。休日開館については、大学院の開設と合わせ検討を行う。
- ③ 学生対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を周知し、学生の自主学習、卒業研究を推進する。
- ④ 講義室や演習室等学内の施設・設備について、改修や修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

## (6) 学生の受け入れ

- ① 学部の定員増を実施し、定員増により教育に支障が生じないよう教務運営を行う。
- ② 学部としての共通性と学科毎の独自性のイメージについて、継続して検討し具体化する。
- ③ 25年度入試において定員増に伴う推薦入試の内容を見直したことから、当面の間は、その結果分析を行うとともに、高校の新カリキュラム及びそれに伴う大学入試センター試験科目の変更等に対応した個別学力検査・面接試験の配点等に関して検討を行う。
- ④ 25年度入試において定員増に伴う推薦入試の内容を見直したことから、当面の間は志願者・入学者の動向を分析し、適切な選抜制度を検討する。
- ⑤ 学校訪問・進学相談会等を通じて、受験生や進路指導担当教諭の求めている情報の提供を行うとともに、参加者のアンケート結果を踏まえたオープンキャンパスの開催やホームページの充実、パンフレットの作成等の広報活動強化により志願者確保に努める。
- ⑥ 高校生を対象とした出張講義を積極的に行い、医療系分野への関心を喚起して本学の教育内容を紹介するとともに、県内高校訪問を行い、高校進路指導担当教員を対象に本学の教育目標や特色、学生生活状況などに関する説明を行う。また、高校生や保護者に本学の特色をPRできる進学説明会、高校内ガイダンス等に積極的に参加する。

## 2 学生支援に関する目標を達成するためによるべき措置

### (1) 学習支援

- ① 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスにおいて、履修指導の時間を確保し、指導内容の充実を図る。
- ② 「クラス顧問に関する申し合わせ事項」に基づき、授業担当教員からクラス顧問への情報提供を一層推進し、履修上の問題を抱えた学生の個別状況に応じて適

切に支援する。また、特別な支援が必要な場合には支援チームを編成して対応する。

- ③ 全教員のオフィスアワーの日時及び学習相談の申し込み方法等に関する情報を学生専用ページに掲載し、各教員からも種々の機会を通じて学生相談に関して積極的な活用を促す。特に、新入生のオフィスアワーの認知度が低いため、ガイダンスや掲示等で周知徹底する。
- ④ 演習室等の予約方法は現状を継続し、使用状況について確認する。また、演習室だけでなく、その他の個別学習スペースの確保と利用の促進を図る。

## (2) 生活支援

- ① 学外カウンセラーとの連携を密にして学生相談の現状を把握し、学生相談の課題を整理して対応を検討する。

学生に対しては、新入生ガイダンス時に「学生相談のしおり」を配布する等、学生相談及び相談予約の方法について一層の周知を図る。
- ② 学生委員とクラス顧問が連携し、学生の健康に関わる情報について、プライバシーに配慮しながら共有し、健康指導を実施する。
- ③ 学生生活の安全確保に向け、交通安全教室、犯罪防止教室、DVに関する講習会などを引き続き開催する。特に、交通安全に関しては、バイク通学者のほか事故経験者の交通安全教室への参加を徹底する。また、ハラスマントの対策として訴える方法とともに、対応について学生に一層周知する。
- ④ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報などを積極的に入手して、学生ホール掲示版及びホームページの学生専用ページに掲載し、学生が必要時に情報収集できるように努める。
- ⑤ 学生の自主的な課外活動の活性化に向け、自治会執行部やサークルの代表者との意見交換を行って活動を支援し、優れた活動に対する表彰を実施する。また、引き続き、施設利用等に関する課題や要望に対応可能な事項から改善に取り組む。

## (3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・学生委員会・同窓会が共同し、在校生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングディ）を学内で開催し、情報交換など交流を支援する。
- ② 3年生に対して外部講師による就職セミナー等を開催し、併せて実施する医療系機関等の職業説明の内容を充実させ、必要な情報を提供する。

また、クラス顧問や学科長などによる就職・進学へのきめ細かな個別指導を継続的に実施する。
- ③ 学生専用ページを活用し、県内医療機関の求人情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の県内情報を積極的に提供する。
- ④ 就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示し、学生が自由に閲覧できるよ

うにするとともに、ホームページの学生専用ページに、就職・進学情報を提供する。

また、ホームカミングディにおける卒業生と在校生との交流を通じて就職・進学に関する情報交換を促進する。

### 3 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 研究水準の向上

- ① 研究プロジェクトの学内公募・選考を行い、研究助成費により教員の研究活動を支援する。
- ② 国際学会での発表に対し、学長裁量経費での支援制度を検討する。
- ③ 教員が研究成果を発表し、評価を受けられるよう学科セミナーを定期的に開催するとともに、教員業績評価の実施により教員の研究活動を把握・評価し、評価結果を教員にフィードバックすることにより、研究活動の改善向上を図る。
- ④ 教員の研究成果や最新の研究動向などの発表会を全教員を対象として定期的に開催し、研究水準の向上を図る。
- ⑤ 大学院設置の認可申請に向けた準備を行うとともに、認可された場合は、開設に向け学生募集や関係規程の整備、施設改修などの諸準備を進める。

#### (2) 研究活動の活性化

- ① 学内公募・選考を行い、研究助成費により教員の学際的な研究活動を支援する。
- ② 教員の業績評価を実施し、評価結果を各教員にフィードバックするとともに、学内セミナーで研究成果を発表する機会を設け、また、ホームページ等で研究内容を広く広報するなどにより、自己評価、他者評価の機会を設ける。
- ③ 目的積立金等を活用した教員研究費を確保するとともに、外部資金獲得のための研修会を実施する。
- ④ 教員の研究力向上のため、学内業務の調整や教員研究費の活用により、学会等の研修参加などを支援する。
- ⑤ 地域医療再生計画に基づく補助金などの外部助成や目的積立金の活用により機器・設備の更新整備を図る。
- ⑥ 科学研究費補助金の獲得に向けた研修会を開催する。
- ⑦ 県や保健医療関係機関が実施する企業や各種団体等との交流事業に積極的に参加し、共同研究が可能な分野についての情報収集に努める。
- ⑧ 愛媛大学総合科学支援センターの研究機器利用について手続きを整備し、共同研究を推進する。

#### (3) 社会への研究成果の還元

- ① 学内研究助成費により社会に貢献する研究活動を支援する。

- ② 県や保健医療関係機関が企画実施する企業や各種団体等との交流事業に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに協力可能な分野について連携を図る。
- ③ データベースの作成は終了したので、今後は毎年更新する。また、関係機関・団体とは、日常の教育研究活動においてより積極的に連携を図る。
- ④ 研究成果を広く発信するため、地域のニーズに応じた各種公開講座、出張講義を実施する。  
特に、高校訪問や進学説明会出席の際に、出張講義一覧や「砥礪」を配布し研究成果の広報に努める。
- ⑤ 公開講座のほか、ホームページ、広報誌「砥礪」などを活用して教員の研究活動状況や成果を発信する。また、紀要及び学術雑誌掲載論文を愛媛地区共同リポジトリに掲載し、研究成果を広く発信する。
- ⑦ 平成 22 年度において知的財産を保護するシステムを構築した。（実施済み）

#### **4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置**

##### **(1) 地域交流の拠点づくり**

- ① センター会議、センター運営会議委員会を中心に事業の企画、運営体制の充実を図るとともに、全学的な協力体制を整え、事業を推進する。
- ② 新たなニーズの発掘に努め、県内各地域で活動する行政、専門職能団体等とのネットワークを強化する。
- ③ 関係機関との連携を進め、専門職対象の技術講習や人材育成研修等の実施を企画する。

##### **(2) 県内保健医療職への貢献**

- ① 引き続き、地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療職の研修を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応えて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ② 引き続き、行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、専門職能のレベルアップを支援する。
- ③ 引き続き、教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信するとともに、学術雑誌掲載論文を機関リポジトリに掲載し、本学の研究内容を広く情報発信する。

##### **(3) 地域住民への貢献**

- ① - 1 ホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知するとともに、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。
- ① - 2 一般住民の教育ボランティアへの活用は、安全・倫理面から困難を伴うので、教育研究活動において、住民の参加や交流を図ることとする。

- ② 特別講演については実施方法を一部見直し、学生のみならず砥部町の広報ネットワークの利用などにより広報活動に努め、地域住民や卒業生が関心を持って参加しやすいテーマや日程により実施する。
- ③ 地域交流センターの年間計画に基づき、保健医療専門職並びに住民を対象とした公開講座・出張講座を開催する。
- ④ 引き続き、地域住民の学習や健康づくりのため、学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。  
また、昨年度より図書館利用規程を改正し、貸出しを一般県民にも対象を拡大したことについて地域に広報を行い、利用促進を図る。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 法人組織や教授会等の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議での協議による方針決定を踏まえ、事務局長や学部長、学科長及び委員会などを中心とした大学運営を継続する。
- ③ 各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携した大学運営を行う。
- ④ 教員、事務職員が情報や課題を共有し、連携した大学運営を行う。
- ⑤ 学科等の意見、要望を踏まえた理事長（学長）の方針のもと、本学の重点課題に弾力的に資源配分をするなど、戦略的かつ機動的な大学運営に努める。

##### (2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 引き続き、学外の理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映する。
- ② 学生へのアンケートを実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。  
また、後援会総会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生から寄せられる意見を大学運営に反映する。
- ③ 引き続き、兼業・兼職規程等の運用により、教員の地域貢献活動を支援する。

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 教育研究組織の見直し

大学院運営のための教員組織を編成し、また、新たに設置する大学院運営のための研究科委員会設置について検討し、関係規程を整備する。

##### (2) 助産学専攻科の開設（再掲）

平成 24 年度に助産学専攻科を開設した。(実施済み)

### 3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 弹力的な人事制度の構築

- ① 育児休業取得教員へ対応するため、教育、大学運営に支障がないよう代替教員採用制度を検討する。また、教員組織編成に必要な教員を雇用するため、特任教授制度の検討を行う。
- ② 教員の採用は、必要な分野・資格を明確にし、教員選考委員会において公平性、客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会で採用を決定する。
- ③ 採用したプロパー職員に対し、各種研修を受講させ、法人職員として大学運営の専門性の獲得を支援する。
- ④ 年俸制適用の特任教授制度の導入について検討するほか、任期制や年俸制についての他大学の状況を調査し、本学への導入の具体化を検討する。
- ⑤ SPOD や学会等の研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流については公立大学中四国協議会等において意見交換を行う。
- ⑥ 教育研究活動に支障がない範囲で現行の規程、基準の運用を図る。

#### (2) 業績評価制度の構築

- ① 教員業績評価委員会で評価項目等の見直しを行い、教員業績評価を適正に実施する。
- ② 新たに採用したプロパー職員の人事評価制度を構築する。
- ③ 設置した教員業績評価委員会において、教員業績の適正な実施及び評価を行う。
- ④ 個々の教員の業績評価結果とあわせ、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。

### 4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 事務処理の改善

事務処理を隨時見直し、グループ内業務の効率化・合理化に努める。

#### (2) 業務の外部委託等

外部委託や臨時職員の雇用により、業務の合理化と経費削減に努める。

#### (3) 事務組織の見直し

グループ内の業務を見直し、効率的な事務処理に努める。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 外部資金等の獲得

- ① 公募情報の提供や申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 競争的外部資金や受託・共同研究資金の獲得状況を教員業績評価の評価項目とする。
- ③ 教員の研究内容を紹介する研究目録や広報誌「砥礪」を県内企業、試験研究機関や医療機関等に配付し、ホームページで公開するなど、教員の研究活動や研究内容についてPRに努めるとともに、受託研究等獲得の方策を検討する。

## (2) 収入源の拡充

- ① 施設の貸付規程を改正し、一時使用の有料化を図る。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持し、適切な納付指導により滞納の発生を防ぐことに努める。

## 2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 全教職員に対し、毎月の光熱水費等の維持管理経費を周知してコスト意識を高めるとともに、節電対策等を啓発する。
- ② 外部委託や臨時雇用職員の雇用による経費削減に努める。
- ③ 経費節減となっている複数年契約等を継続するとともに、管理経費の一層の削減方法について検討する。
- ④ 大学運営や施設維持等のための重点課題を明確にし、計画的な執行に努める。

### (2) 人件費の効率的、効果的な執行

教員組織編成のため、特任教授制度及び育児休業取得教員の代替教員制度の導入を検討する。

## 3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 資産の管理体制の整備

- ① 財務システムにおいて資産の適正管理を行う。
- ② 施設の貸付規程を改正し、一時使用の有料化を図る。

### (2) 資金の適正な運用管理

資金ごとに区分した管理口座で適正に管理する。

## 第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため にとるべき措置

## **1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためによるべき措置**

- (1) 教務や入試、財務などの大学運営上の課題を点検し、委員会等の学内組織と連携して課題への対応を図る。
- (2) 財務諸表や業務実績報告書などの法人情報をホームページ等により公表する。

## **2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためによるべき措置**

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などにより広く公開する。  
教育研究成果については、本学ホームページ等において広く興味を持てる内容となるよう検討し充実を図る。

## **第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置**

### **1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためによるべき措置**

#### **(1) 施設設備の有効活用**

法令に基づく保守点検や自主点検により、施設設備の適正な維持管理を行う。  
また、施設の貸付規程を改正し、一時使用の有料化を図る。

#### **(2) 施設設備の計画的整備**

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

## **2 安全管理に関する目標を達成するためによるべき措置**

### **(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備**

- ① 衛生委員会において、教職員や学生の教育研究環境の向上のための対応を図る。  
特に、感染症対策のため、新たに教員の抗体価検査を実施する。
- ② 警察や消防などの関係機関との連携により事故や犯罪の防止に努める。また、危機管理初動マニュアルを点検整備、周知するとともに、災害時の学生・教職員を対象とした安否確認メールシステムを確立する。
- ③ 学生に対する交通安全講習会、防犯教室の開催や防火訓練を実施する。また、関係機関と連携し、学生に不審者情報などの情報提供に努める。
- ④ 引き続き、毒物及び劇物の確実な保管に努め、事故等の防止を図るとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を処分する。

#### **(2) 情報管理体制の整備**

情報ネットワーク及び情報システムの運用、電子情報の取扱いについてのセキ

ユリティ意識を高めるための情報提供を行う。

### 3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

#### (1) 人権意識の向上

教職員に対して、人権意識の向上を図ることを目的とした研修会を開催とともに、学生に対して、引き続き、倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うことにより、人権問題への意識の一層の向上を図る。

#### (2) 各種ハラスメント行為の防止等

学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、その結果に基づき適切な対応を図る。

## 第7 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算（平成25年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	721
自己収入	262
入学金及び授業料等収入	229
雑収入	33
受託研究等収入	8
目的積立金取崩額	27
計	1,018
支出	
業務費	849
教育研究費	75
人件費	774
一般管理費	161
受託研究等経費	8
計	1,018

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

### 2 収支計画（平成25年度）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	977
経常費用	977
業務費	842
教育研究費	61
受託研究等経費	2
寄付金経費	6
役員人件費	40
教員人件費	618
職員人件費	115
一般管理費	109
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	26
臨時損失	0
収益の部	950
経常収益	950
運営費交付金	629
授業料収益	187
入学料収益	36
選考料収益	8
受託研究等収益	8
雑益	7
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時収益	
純利益	△27
目的積立金取崩額	27
総利益	—

### 3 資金計画（平成25年度）

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,018
業務活動による支出	948

投資活動による支出	5 6
財務活動による支出	1 4
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	1, 018
業務活動による収入	1, 018
運営費交付金による収入	721
授業料及び入学料等による収入	229
受託研究等による収入	8
その他の収入	60
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

## 第8 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1億円（平成25年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

**2 人事に関する計画**

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するため取るべき措置」に記載の  
とおり

**3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画**

なし

**4 その他法人の業務運営に関し必要な事項**

なし